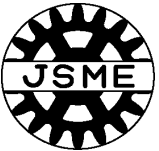


第2回評議員会資料 (2010.11.10)



## 公益法人制度改革への 対応の要点

◆ 一般社団法人への移行と  
定款・細則の変更点 ◆

社団法人 日本機械学会 1

## 公益法人改革の背景と方向

**背景:** 公益法人の不祥事が続いたこと(旧KSDの汚職事件など)、補助金の無駄遣い(補助金受領の法人は20%)、不良法人の存在、許可制の下に権限を持つ役所の専横、天下り役人の受け皿法人(12%)、当該役員の高給、独占的事業で民業の圧迫、巨額の内部留保法人、休眠法人の存在、法人を脱税目当てで売買。(数字は公益法人協会調べ)

**方向:** 官から民間への流れの中で、主務官庁の許可制廃止、登記で設立、公益性の判断は専門の委員会が判断、専門委員は民間有識者、NPOとは当面非統合など

社団法人 日本機械学会 2

これまでの法人の位置付け状況と法人税課税について (2003年6月8日朝日新聞より引用)

**課税, 税率30%**

**課税, 税率2%**

**課税非課税**  
収益事業33業種は課税( )は設立要件

**登記**

- 政党(登記)
- 学校法人(認可)
- 社会福祉法人(認可)
- 宗教法人(認証)
- NPO法人(認証)
- 公認法人(許可)

**許可**

- 株式会社(登記)
- 有限会社(登記)
- 消費者生活協同組合(認可)
- 農業者協同組合(認可)
- 信用金庫(認可)
- 中間法人(登記)
- マンション管理組合(登記)
- 地縁団体(認可)
- 労働組合(登記)

**法人設立の要件**

- 【許可】 権限を持つ役所が自由裁量で許可、不許可を決められる
- 【認可】 要件が整っていれば役所は法人の設立を認めなくてはならない
- 【認証】 要件が整っていれば基本的に書類審査で役所が法人の設立を認める
- 【登記】 一定の要件を満たして登記すれば法人を設立できる。役所の関与はない

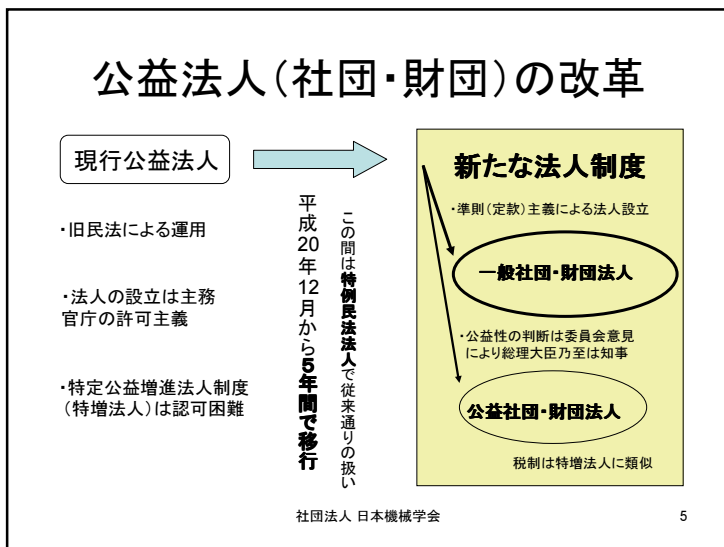
3

## 日本の法人概数

種別	概数
<b>企業</b> (財務省、法人企業統計調査結果(平成21年度)より、個人事業主除く)	<b>2,823,000</b>
<b>社団・財団</b>	<b>24,500</b>
<b>宗教</b>	<b>182,500</b>
	神道系 85,000
	仏教系 78,000
	キリスト教系 4,400
	諸教 15,100
<b>学校</b>	<b>7,800</b>
<b>医療</b>	<b>45,000</b>
<b>社会福祉</b>	<b>18,600</b>
<b>NPO</b>	<b>40,000</b>
<b>協同組合</b>	<b>47,600</b>
<b>公的法人</b>	<b>170</b>
<b>人格の無い社団</b>	<b>13,000</b>
<b>外国法人</b>	<b>5,900</b>
<b>企業組合その他</b>	<b>22,000</b>
<b>計</b>	<b>3,230,070</b>

社団法人 日本機械学会 4

1



## 公益(社団・財団)法人に対する制約

- ・ **収支相償**: 公益目的事業に係る収入の額が、その事業に必要な額を超えてはならない(黒字を出せない)。
- ・ **公益目的事業と公益目的事業比率**: 実施する公益事業は認定法に定める事業であり、その比率は全体の50%以上でなければならない。
- ・ **遊休財産**: 用途を定めない財産は、公益目的事業費1年分以内とする。
- ・ **経理的基礎、技術的事務能力**を有すること。

社団法人 日本機械学会 6

## 一般社団法人移行決定の理由

1. 本会は、専門分野20部門、8支部の活動が独自性を保持しており、将来においても、支部・部門が今後も制約の無い活動を維持し、**一般社団法人としての新規事業等の自由度の確保**。
2. 公益社団法人の認定後に、事業内容や公益事業比率が認定要件に合致しなくなった場合、それまで蓄積した公益目的財産を1箇月以内に国等へ贈与をしなければならない法制度上のリスクの回避(財産の召し上げ回避)。
3. 公益社団法人として公益活動を維持するには、**公益目的事業比率50%以上の維持や各事業の収支相償原則維持があり、この経理的・事務的手続き負担増の回避**。
4. 当面寄付額の拡大は望めず、寄付依存の活動組織ではないため、公益社団法人として**寄付金(控除)税制のメリットは大きくない**。
5. 一般社団法人に移行して、低金利策が長く続く昨今、**運用益課税でも、その影響は少ない(源泉分離課税20%)**。
6. 公益社団法人といっても言葉のイメージだけで、一般社団法人であっても、活動の実態や社会への関わりによって性格付けられる。

社団法人 日本機械学会 7

### 現行公益法人(特例民法法人)から一般・公益社団法人の概括比較

法人の種類	主務官庁・監督	主な活動対象	事業比率	事業内容	機関設計	税(法人税法等)
現在の公益法人 移行後の特例民法法人	本会は文部科学省	会員+一般社会	公益事業比率が50%以上	適法であれば制限は無い	社員総会 理事 指導監督基準上は理事会、監事必要	会費等は非課税 運用益非課税 収益事業(34業種のみ)は課税(22%)
公益社団法人	内閣府の公益認定委員会 都道府県の各認定組織	一般社会+会員	公益目的事業比率が50%以上	公益目的事業で収支相償(利益を出さない)	社員総会 理事 理事会必要 監事必要	寄付金控除 運用益非課税 収益事業は課税(30%)
公益性のある一般社団法人	登記のみで設立	会員+一般社会 (非営利性が徹底または公益的活動を目的とする必要)	制約無し (但し、収益事業が主たる事業でないこと)	企業同様 公益目的支出計画必要(移行法人)	社員総会 理事 理事会、監事は任意の設置	会費等は非課税 運用益課税 収益事業は課税(30%) (主な要件) 1) 定款に剰余金の分配無し 2) 解散の際は残余財産の帰属先記載 3) 各理事が特別な関係である者が理事合計数の1/3以下
一般社団法人	登記のみで設立	会員(一般社会)	制約無し	企業同様 公益目的支出計画必要(移行法人)	社員総会 理事 理事会、監事は任意の設置	企業並み課税(30%)

社団法人 日本機械学会 8

### 日本機械学会一般社団法人定款案の変更概略

現行定款の構成

- 第1章 総則
- 第2章 会員
- 第3章 役員
- 第4章 総会、理事会、評議員会
- 第5章 資産、会計
- 第6章 職員、嘱託員
- 第7章 解散
- 附則

➔

新定款の構成

- 第1章 総則
- 第2章 目的及び事業
- 第3章 会員
- 第4章 社員総会
- 第5章 役員
- 第6章 理事会
- 第7章 資産及び会計
- 第8章 職員、嘱託員
- 第9章 定款の変更及び解散
- 第10章 公告の方法
- 附則

社団法人 日本機械学会 9

### 公益認定に適合する事業区分

(事業) 第4条 本会は、前条の目的を達するために次の事業を行う。

- (1) 研究発表会および学術集会の開催
- (2) 講習会、見学会、展示会、研修会、などの開催
- (3) 会誌、論文集、研究報告、資料その他圖書の刊行
- (4) 調査研究、資料・情報などの収集ならびに作成
- (5) 研究・技術・システムの開発ならびに、研究・調査の支援
- (6) 技術基準・規格の制定、技術検査・試験の支援、助言、助成など
- (7) 論文、技術などの顕彰、コンテスト
- (8) 技術者人材育成・教育、技術者資格の認定
- (9) 普及・啓蒙・広報ならびに、政策提言
- (10) 国内外の関係組織・団体などの協力および連携
- (11) その他本会の目的を達成するために必要な事業

社団法人 日本機械学会 10

### 細則は理事会で定め、 定款変更は総社員の2/3に

(細則)  
第7条 この定款の施行に必要な細則は、理事会で定める。

(定款変更)  
第8条 この定款を変更するには、社員総会で **総社員の半数以上であって、総社員の3分の2以上の議決**を得なければならない。

社団法人 日本機械学会 11

### 准員制度の廃止

・准員制度は、本会創立以来、会員の資格として存在して来たが、歴史的役割は終わったとの以下の理由により廃止する(条項削除)。

1. 戦前に見られた会員階層意識の希薄化と准員数の減少
2. 国内学会でも准員の存続学会は稀少
3. ASMEは、2003年より廃止して正員化
4. フェロー(上級会員)の設置などによる意識の変化

社団法人 日本機械学会 12

### 定款の「准員」記載を削除

- ・ 第3章 会員
- ・ (法人の構成員)
- ・ 第9条 本会は、会員を次の5種として構成する。
  - 1. 正員 2. 准員 3. 学生員 4. 会友 5. 特別員
- ・ (正員)
- ・ 第10条 正員は、本会对象とする分野にかかわる工学・技術の専門家とする。
- ・ (准員)
- ・ 第11条 准員は、本会对象とする分野にかかわる工学・技術に素養はあるが、前条に該当しない者とする。
- ・ (学生員)
- ・ 第12条 学生員は、在学生であって本会对象とする分野の課程を修めている者とする。
- ・ (会友)
- ・ 第13条 会友は、本会对象とする分野の工学・技術に関心をもち、本会の活動に賛同する者とする。
- ・ (特別員)
- ・ 第14条 特別員は、本会对象とする分野に関係があつて、本会の目的を賛助する団体とする。
- ・ 第17条 会員が退会するには、本会に届出ることにより退会することができる。

社団法人 日本機械学会

13

### 「評議員」を、「代表会員」の名称に代え社員に

(社員・構成)

第21条 本会社員は、正員から選出される代表会員を社員とする。代表会員は160名以上260名以内とする。

2. 代表会員選挙において、正員は等しく代表会員を選挙する権利を有する。

.. .. .

7. 選挙の管理は、理事会から独立した別に定める選挙管理委員会が行う。

☆これまでの選挙制度の仕組みを踏襲する。

社団法人 日本機械学会

14

### 移行が容易、システムも従来通り、任期も1年間(毎年選挙)

1. 過渡期には、評議員を「代表会員」に読み替えるだけで済むことになり、選挙の集計データ処理システムも、基本的に現在のシステムが利用可能となる。

2. 代表会員選挙は毎年実施し、代表会員の任期は、定時社員総会から次の定時社員総会終了の時までの1年間とする(従来通り)。

3. 理事は現行通り、原則として代表会員で構成(継続理事は信任投票を実施)。

社団法人 日本機械学会

15

### 一般会員の権利を、社員(代表会員)と差をつけない

- (1) 定款の閲覧
- (2) 会員名簿の閲覧
- (3) 社員総会の議事録の閲覧
- (4) 社員の代理権証明書等の閲覧
- (5) 電磁的方法による議決権行使記録の閲覧
- (6) 計算書類等の閲覧
- (7) 清算法人の貸借対照表等の閲覧
- (8) 合併契約等の閲覧
- (9) 正員の社員総会への出席

社団法人 日本機械学会

16

## 社員総会の決議事項

(権限)第22条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任および解任
- (3) 役員報酬
- (4) 事業報告、貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書(以下財務諸表という)の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 不可欠特定財産の処分の承認
- (8) 理事会で付議したもの
- (9) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

## 社員総会の開催時期

第23条 …… 定時社員総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催するとし、特定の開催月としない(但し5月末までに開催)。

これまでは、長く4月開催として来たが、事業年度が3月～2月で決算事務は、本会事業が広範になり厳しく、5月末までとする。

## 代表理事は、会長と筆頭副会長

- 代表理事は会長と筆頭副会長とし、会長に事故が有る場合は筆頭副会長が社員総会(第25条)、理事会を招集(第39条)できるようにした。
- 理事は代表会員だけでなく正員より選出を可能と明記。理事で代表会員(社員)で無い者の存在(第30条1項)。
- 筆頭副会長選出は、当選した代表会員(就任前)で互選する仕組みは踏襲する(細則に記載する)。代表理事(会長・筆頭副会長)と副会長は新理事会で選定する(第30条2項)。

## 役員報酬、役員責任の一部免除

(役員待遇)第35条 ⇒ 定款に「理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、社員総会において定める総額の範囲内で、理事会が別に定める報酬等の基準により支給することができる」旨の記載を行う。

(役員責任の一部免除) ⇒ 第21条9項で役員は善管注意義務があり、正員の同意がなければ責任は免れないとしたが、第36条で役員は、法令の要件を満たした場合には、その任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令の限度において理事会の決議により免除できることとした。

## 理事会の権限記載、 代表会員会は細則に記載

- (理事会の権限)第38条 ⇒理事会の開催について、主な付議すべき事項の列記、決議要件を記載した(次ページ)。
- **代表会員会(旧の評議員会)は定款では記載せず、細則の中で権能や要件を位置づける。**評議員会の如く自主的な運営を考えたい(従来も評議員会は法的存在では無かった)。

## 理事会の構成、理事会の職務権限

第37条 本会に理事会を置く。

2. 理事会は、すべての理事をもって構成する。

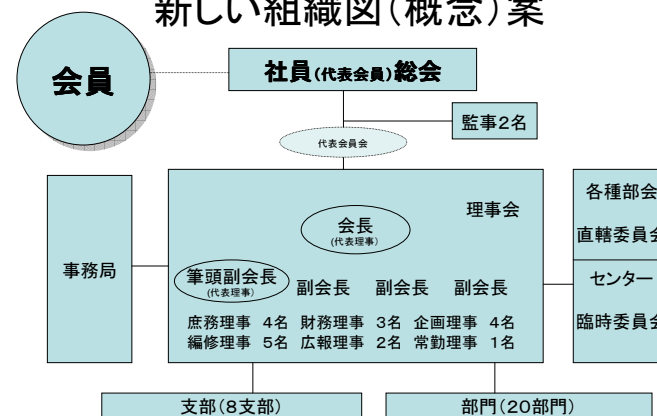
第38条 理事会は、次の職務を行う。(1) 本会の業務執行の決定 (2) 社員総会に付議すべき事項の決定 (3) 規則類の制定、同改廃の決定 (4) 理事の職務の執行の監督 (5) 代表理事の選定及び解職 (6) **会長、副会長(筆頭副会長含む)欠員時の選任**

## 理事会権限の強化

- 法人法は、公益法人(一般、公益、社団、財団を問わず)の理事会によるガバナンス(統制)強化を求めており、従来の評議員会が意思決定して来た事項の多くを理事会に移行する。

例:細則上の、フェローの認定(16条)、臨時委員会の設置承認(51条)、学会賞の決定(89条~93条)

## 新しい組織図(概念)案





## 資産と剰余金の非分配、公告方法

(資産と剰余金の非分配)

第46条 本会の資産並びに剰余金は、会員に分配することができない。

(公告の方法)

第52条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 日本機械学会細則変更の主眼

現在の細則表記を定款変更に沿って、必要最小限の変更にと留めた。以下の変更を主眼とする記載とした。

1. 評議員は「代表会員」に
2. 准員の廃止
3. 理事会権限の強化
4. 理事・監事選出の方法
5. 選挙管理委員会機能の強化
6. その他会員活動、出版事業、集会事業などの一部記載変更

## 理事・監事選出方法を細則へ

・理事・監事の選任は、社員総会で行うことを定款(定款30条)に記載した。

・筆頭副会長候補者は、当選の代表会員の互選とすることを細則に記載(25条)した。

・監事候補者は、代表会員選挙と同時期に、正員の選挙で実施することを細則に記載(19～23条)した。

・会長並びに筆頭副会長の就任時期を細則に記載(25条)

## 評議員会から代表会員会へ

- ・評議員会はこれまで定款で定めて来たが、代表会員会は細則で位置づけた(35条)。
- ・代表会員は「社員総会」の構成員であり、同じ構成員の会合である「代表会員会」では、予算の承認に限定した。但し代表会員会開催には、正員の選挙で選ばれた代議員的存在であることを尊重し、重要事項について意見聴取、報告などを年3回程度開く予定。

## 理事会への理事・監事の出席

- 理事会設置型法人での理事会の権限が強化され、**理事の本人出席が要件**。従来の委任状出席は認められないこととした(細則33条)。
- 法人法で、**監事の理事会出席が義務化**(細則38条)され、権限が強化された。

## 会員部会に学生・女性・シニアなどを奨励する活動組織

- 会員部会は、その方針に基づき、学生員並びに学生会、女性会員、会員シニア、国外会員等の学会活動を奨励し、これを支援する。活動組織に関する規定は別に定める(細則66条)
- LAJや会員シニア活躍支援活動、海外支部の登録会員などの活動を奨励することを明示

## 出版事業は公開(販売)も明示

- 編修理事は会誌、論文集、英文ジャーナル、その他刊行物の編集・**公開**に関する事項をつかさどる(細則30条6項)。
- 出版センターは、会誌編修部会及び論文編修部会所管の出版物を除く他の刊行物の企画の審査**並びに頒布**を行い、かつ会長の諮問に応じる(細則72条)。

## 細則の事業内容表記を見直し

- 講義会、座談会の表記を「集会事業」などの表記に統合簡略化した(59条、82条、84条)。
- 本会の事業が、会員向けと一般社会双方に向けた活動があることを表記(83条)。  
(機械の日・週間事業、機械遺産、ロードマップ、市民フォーラムなど)
- 集会事業、年次大会などの事業は、理事会の承認を経て開催する(84条)。



## 細則の変更について記載

- これまで細則の制定・変更は、評議員会で決定して来たが、一般社団法人下では、理事会の意思決定が重要となり、**細則変更は理事会で行う**ことにした(定款7条)(細則95条)。
- 代表会員会開催に際しては、前会長の意見を伺うこととする(細則17条)。

## 今後の方向について

一般社団法人移行後は、公益社団に移行する機会は今後もあります(随時移行可)。

この新たな「法人法」自体の制度改正や、「学術法人法」(仮)制定も視野に入れ、一般社団法人に認可後も、公益目的支出計画を実施しながら、これまで以上に公益活動を含めた多彩な諸事業を展開することが必要です。

人口減、少子化、高齢化する社会において、会員の要請に添った学会活動は、法人格の形態に依存しません。